

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会調査報告書の提言等を踏まえた今後の再発防止策に対する外部有識者からの御意見

資料①

「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック～信頼される学校づくりのために～」

有識者名	田中究
御意見	・教職員が児童生徒の指導において、体罰・不適切指導・ハラスメントを行ってしまったのではないかと悩んだり、行ってしまいそうであるなど追い込まれた状態において、どこに誰に相談するのか、校内、校外なども含めて記述しておくことが必要ではないか。最後に掲載されている相談窓口は児童生徒およびその家族に対する窓口のように推測するがどうか。教員が児童生徒を教育指導する際の相談窓口やメンタル不調の相談窓口について記す必要はないか？

資料②

「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画視聴」

有識者名	田中究
御意見	当該教育動画を拝視聴していないので、コメントのつけようもない。いえることは、運転免許更新の際に安全運転のための動画や、交通事故の動画を見せるようなもの、すなわち単純に動画を視聴するものに留まる受動的なものでは意味はない。そうした動画はその時間を黙ってやり過ごすことになりかねない。真に意味あるものとするためには、その内容について自分はどのように考えるのか、自分ならどう行動するのかといった能動性を引き出す仕組みが必要である。加えて、自らの職場で自分がその行動を起こすことが可能であるかどうか、可能でないとすればどのようにすればその行動が行いえるのか、職場環境や自らの行動規範について思考することが求められる。こうした、思考はその事例について、自らが思考したことについて、集団の中で相互に検討し、一定のコンセンサスをもった捉え方、対応方法がそこでまとめていくことが求められる。それが、真の学びであり、体罰、不適切指導、ハラスメント防止のための行動を定着させることにつながると考えられる。この目的のためには、必ずしも動画が提供される必要はない。架空の事例についての検討を、相互に行うことでも十分に可能であるし、むしろ動画に引き摺られるよりも、適切な架空事例提示が文章でなされる方が、深く思考することが可能であると思う。

資料③

「岡山県教育委員会懲戒処分の指針」

有識者名	田中究
御意見	・特に大きな意見はない。懲戒処分の指針に体罰及びパワーハラスメントが追記されたものと理解した。

資料④

「懲戒処分等を受けた教職員に対する継続的指導に関する実施要綱」

有識者名	田中究
御意見	・懲戒処分の指針には、一般服務関係、性犯罪・性暴力、ハラスメント（教職員に対するパワーハラスメントおよび幼児・児童・生徒に対するパワーハラスメントに類する言動、いわゆるマタハラ）、体罰等、公金取扱関係、公務外非行関係、飲酒運転・交通事故関係、監督責任関係と分けられている。実施要項には継続的指導と一括りにされているが、本来的には、これらの各項目によって継続的指導内容は異なるはずであり、その内容について触れ、記述しておくべきではないか。

資料⑤

「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

有識者名	田中究
御意見	・特に大きな意見はないが、教員の働き方改革で部活動時間に制約ができ、また生徒の活動にも一定の制約ができる中、外部指導者を導入が加速するだろう。他府県でも外部指導者による、各種ハラスメントが報告されているのであるから、外部指導者の指導の管理や監督についても触れておくべきではないか。

資料⑥

「児童生徒の自殺防止対策基本方針～教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による事案の根絶を目指して～」

有識者名	田中究
御意見	<p>・本資料⑥「児童生徒の自殺防止対策基本方針～教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による事案の根絶を目指して～」とあるが、赤字で独自に加筆した部分があると述べているが、内容・骨子は文科省文章、生徒指導提要からの引用である。それはそれで総論的ではあるが、間違いはない。しかし、「児童生徒の自殺」は様々な要因から生じるのであり、「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等」からのみ生じるものではない。その点で、P25～P31は浮いているようにみえて仕方がない。もしこの項目をいれるのであれば、児童生徒→児童生徒（むしろこちらの方が多いためであるから）（いじめ、部活内、クラス内など各種ハラスメント、必ずしも校内児童生徒間のみならず）までを含むものでなければバランスが悪いのではないか。</p> <p>・P32～33にアンケート例があげられている。また、事前に操山高校の令和4年の学校生活についてのアンケートが添付されていた。率直に言って、このアンケートは「いじめ」に特化した、非常にお粗末と酷評せざるをえない。なぜならば、本アンケートは「学校生活についての」アンケートであり、そうであるならば生徒の心情や生活を尋ねるべきものであり、生活時間、食事、睡眠、気分などの日常生活、信頼し頼れる人物や相談相手（仲間、友人、親、親戚、教員ほか）の存在、そして学級活動や部活動における心情が尋ねられ、その上で「いじめ」の問題が取り上げられるべきだろう。これに加えて体罰、不適切指導、ハラスメントに関する項目を追記するのであれば、それぞれの細かな記述を行って、その経験あるいは伝聞について尋ねるべきであろう。加えて、少なくとも操山高校のアンケートは「落ち着いた静かな雰囲気の中での実施」（おそらく校内で）し「担任に提出」と読めるが、高校生が素直に書くと想定できるだろうか。学校に直接関与しない第三者のみが知ることを保証するか、無記名にするなどの配慮をしないと本当のことは語られないだろう。</p>

再発防止策の検証 論点整理

有識者名	田中究
御意見	<p>気になる点をいくつか上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この議論の建て付けについて。この委員会における各委員の意見はどのように、誰が取りまとめ、どのように活用されるのか。 ・この会議は想定する再発防止策とは、県立学校に限定されるのか、さらに広範囲の学校教育への対応を想定しているのか。 ・この会議の再発防止策は、部活における教員の指導の問題のみを取り扱うのか、広く学校における教員の不適切指導全般をも取り扱うのか。 ・この会議は、学校で生じうるさまざまなハラスメント行為を対象にしているのか。配布された資料には「いじめ」に関するアンケートが含まれている。教職員→児童生徒（不適切指導）、児童生徒→児童生徒（いじめ、部活内、クラス内など各種ハラスメント）、児童生徒→教職員（校内暴力とかつて言われた）、教職員→教職員までを含むのか。 ・最終的な防止策とは、学校教職員のみならず、児童生徒も含めて、人は傷つく存在である、傷ついている人がいるかもしれないと捉えるトラウマ・インフォームド・アプローチに関する学びを積み重ねていくことであると思われる。それはこの会議における非常に狭義の（教員による、あるいは、部活動内におけるといった限定のついた）再発防止策から広がるものであろう。精神疾患についての教育、心の教育や、命の教育、性に関する教育、アンガーマネジメントなどなど、児童生徒と共に教職員が学ぶべきものの全体がみえないままで、非常に狭い部分だけを議論しているように見える。 ・これは故人、ご遺族に対して非常に失礼ではないか。教職員と児童生徒と共に学び、教育現場における命の尊さや人の傷つきやすさをトラウマ・インフォームド・アプローチなどを通して学び、それによって学校現場を変革していくことが求められるのではないか。